

第四回東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会

平成24年4月19日

庁議室

午前10:00～

委員長

それでは議題に入ります。まず、前回委員会の質問事項についての回答を事務局からお願いします。

事務局

利用料の算定にあたって、利用率を含めた上で算出ができないかということでございました。資料3において、利用率を含めたかたちで試算を行っておりますので、後ほどご説明申し上げます。

次に、無料施設の維持管理経費については、これは資料2-②になります。また、資料3、単価の再算定につきましても、無料施設の資料を作成しております。後ほどご説明申し上げます。

次に、スポーツセンター、まろにえホールについての収入の部分については、成果配分として使用料を引いたかたちで委託料を払っているところになります。このため、使用料を維持管理経費に含めたかたちでの記載に改めております。

なお、指定管理者のその他の施設については、使用料を引いたかたちでは委託料を払っておりません。

それから、平成7年度の会議室・ホールの単価の算出については参考資料3になります。

次に、地区センターの維持管理経費になります。面積での按分で算出をし直しました。前回の資料で、若干算出した数字が誤っておりましたので訂正をしております。

もう1点。地区センターの件ですが、指定管理者の臨時職員の経費が集計するときに漏れておりました。金額は260万円ほどになりますが、このご指摘を受けまして修正を加えました。これも後ほど資料がありますので、ご説明させていただきます。

委員長

それでは、本日の議題に入ります。まず、前回に引き続き、議題、施設使用料の算出方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明の前にお手元に資料をお配りした中の、資料4ですが、東久留米市の使用料検討委員会の日程および検討内容（案）をご覧ください。

これは、第1回目に（案）としてお示ししましたが、進捗状況等を勘案しまして、修正をかけております。変更点としては、本日の第四回の議題に当初入っていましたが、「減額免除の規定」の検討は、次回の第五回に変更しております。

このことに伴いまして、五回目以降の検討の内容についても若干、変更しております。一番下には、8月が2回ありますが、当初お示した中では、8月は1回分になっておりましたが、こちらのほうを追加させていただきました。なお、日程については、また進捗状況に合わせて随時、修正をかけていきたいと思っております。

委員長

それでは、施設使用料の算出方法について、検討に入りたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料の確認をお願いします。まず資料1、施設使用料見直しのポイントになります。

それから資料2-①、これは各公共施設の維持管理費等（平成22年度）、資料2-②は、無料施設の維持管理費等（平成22年度）になります。

資料3-①は会議室、ホール、テニスコート等の単価算出式、資料3-②は、会議室、ホール、テニスコート等の単価算定の資料になります。

資料4、先ほど説明致しました検討委員会の日程及び検討内容（案）となります。

このほかは、参考資料が3つございます。資料1が委員名簿、資料2は東久留米市の受益者負担の考え方、資料3は現行の会議室、ホールの1㎡1時間あたりの単価の算出となります。

続けて説明致します。まず、資料1をご覧ください。本日の議題、前回に引き続いて大きく3点をお決めいただきたい。前回と重なる部分もありますが、再度確認という意味も含めまして説明致します。

まず一つ目の、ポイント1は、使用料の算出方法についてです。これは共通業務運用指針を踏まえての検討になります。これは前回も説明していますが、共通業務運用指針は市の庁議決定されたもので、これに基づいて検討を行う必要があります。

これは、ポイント1、ポイント2、ポイント3、全てにおいて、この指針にのっとりて検討をしていくこととなります。まずはこれを前提としてご検討いただきたい。

まず一つ目が、それぞれの施設ごとに維持管理にかかる費用が異なるということ、前回お話ししました。こういった現状を踏まえて、それぞれの個々の施設ごとに使用料の単価を設定するかどうかといったところが第1点目のポイントになります。これは前回もご議論いただいているところですが、引き続きお願いしたいと思います。資料については、今回、また改めてお出ししているの、この後説明致します。

それから、施設によって単価は現行単価と比べて低くなったり高くなったりといったところを、前回取り上げましたが、今回、試算の結果を出したところです。

平成7年当時と比べて、各施設においては指定管理者制度を導入、それから経費の節減を図ってきているところであります。試算は平成22年度の決算で行っておりますが、この決算での施設の管理運営経費が、当時と比べて減少してきているという状況になります。このことから、現行と同様の原価を用いた場合は、施設によっては現行の単価よりも下降することもあります。これは特徴的な側面と考えられます。

ちなみに、単価が落ちる理由としては、財政状況が厳しい中で、平成7年度以降は、さまざまな事業費から、人件費などの経費削減を行ってきたところが考えられます。また、先ほどお話ししましたが、アウトソーシングや民間活力の導入、つまり、施設としてはかなり多くなってきていますが、施設の管理運営を指定管理者に移行してきたことが、大きな要因となっています。

こうしたことを踏まえながら、一方で十数年間さまざまな社会状況が変化してきています。こうしたことも勘案しつつ、これまで、原価に含めてこなかった減価償却費、土地借り上げ料といったところを加算するかどうかといったところが第2点目のポイントになってきます。

減価償却費と土地借り上げ料、なぜこの2つなのかというところでは、共通業務運用指針の原則では、適正な受益者負担額を設定するためには、サービスの供給に要する費用を正確に把握して、総コストを算出することが必要だとわかっております。こうしたことから、経常的な維持管理費、それから人件費のみならず、各施設に実際に掛かる経費を含めて、総コストとして積算する必要があります。

総コストの観点では、会議室に減価償却費、ホールについては減価償却費と人件費、この2つを入れていくのかどうかということになります。

テニスコートについては、土地の借り上げ料、こういった視点があります。小山テニスコートについては土地を借り上げているため、この借り上げ料も含めて積算をしております。

なお、減価償却費と土地借り上げ料の算入については、庁内検討委員会の報告書において述べられており、これに沿ったかたちで、今回の検討委員会で原価に新たにこの2つを算入していくかどうかについて、集中したご検討をいただきたい。

繰り返しになりますけれども、今申し上げた2つの視点について、単価を施設ごとに設定するのかどうか、例えば会議室なら、施設の実情によって、その会議室の料金単価を変えるのかどうかといったところと、減価償却費、土地借り上げ料を算入するかどうかといったところに絞ったかたちでの検討をお願いしたい。

それから、前回ご意見がありました利用率を加味するとどうなるのかといったところで、これもシミュレーションを行っております。これも含め、担当より資料のご説明をします。

事務局

それでは、資料の説明をさせていただきます。まず、参考資料3から行います。参考資料3ですが、これは平成7年当時の5.5円を出したときの算定根拠となっております。1枚目が会議室の5.5円の根拠となっております。会議室は、この当時はこれだけ少なかったということも分かるかと思えます。

2枚目がホールです。ホールの単価が8.0円となった根拠が示されています。当時はこのようなかたちで数字を算出しております。

表の一番下を見ていただくと、計算式がありますが、ここには、会議室においては、経常経費として維持管理費と人件費が分子になっています。ホールについては、単価の算定にあたり、分子に経常的維持管費として維持管理費が入り、ここは人件費が入っていないというかたちの計算式となっており、これが平成7年当時の算定根拠となっております。

次に資料の2-①、②の説明をさせていただきます。前回の課題事項であります無料施設については、資料2-②でご用意させていただきました。無料施設の資料については、無料施設を検討する時間がありますので、そのときに説明させていただきます。

資料2-①について説明させていただきます。前回と比べて追加修正しております。まず、この資料のやや下のほうに利用率を記載させていただいております。利用率の算定にあたってはなかなか難しい面があり、例えば、屋外施設などは天候の状況によって利用できないこともあります。今回記載している利用率については勘案していませんので、ご了承いただきたいと思えます。

スポーツセンターについてはいろいろな施設があり、算出ができないため、記載しておりません。

次に追加したところでは、地域センター内にある地区センターについて3カ所。1枚目の右側3つ、こちらを追加しております。現在、まだ集計できない部分がありますので、担当課のほうで集計をしているところでございます。

もう一つ、地区センターの部分で、前回課題になっておりました中央町地区センターの年間維持管理経費が低かった件ですが、指定管理者側で臨時職員を雇っており、その分の経費が抜けておりましたので、加算しております。

次に、資料3に移らせていただきます。資料3については①、②と用意させていただきました。まず資料3-①について説明させていただきます。1枚目については、会議室などの㎡あたりの時間単価を算出した式を①、②、③、④と分けて表しております。後ほど説明致しますが、資料3-②が、この①、②、③、④ごとに数字を算出した資料となっております。資料3-①で、一枚目の表が会議室。裏がホールの㎡あたりの時間単価の①、②、③、④。3枚目でテニスコート、野球場、各運動広場の単価を算出した式を①、②、③、④と分けております。

資料3-①ですが、①については現状方式の算定。②については、そこに、前回お話のあった利用率について加えて算定。③については、減価償却費を加えて算定。④について

は、利用率と減価償却費を入れた場合で算定しております。

続きまして、資料3-②について説明させていただきます。1枚目、2枚目については、見直しのポイントごとの資料となっております。

3枚目については、会議室等について算出しておりますが、ほぼ全部の会議室を算定した結果を並べております。しかし、算出するにあたって、いろいろな条件を入れさせていただいております。資料の右側にある現存使用料からの増減についても、条件設定をさせて頂いております。この数字についてはあくまで参考というかたちで見いただければと思います。

地域センター内の地区センターの維持管理経費、人件費については、地域センターの中に含んでおります。

利用率を加えた場合ですが、利用率を入れることによって単価は上がります。ただ、利用率が下がってくると逆に単価が上がるという現象になるのですが、利用率が下がり単価が上がるということは、ますます利用率が下がるという現象が考えられます。

次に4枚目に移ります。③については減価償却費を入れ算出し、④については利用率と減価償却費を加えた場合で算出しております。

次に5枚目に移ります。ホールについてですが、ホールについても①が現状の方式、②については利用率、③については減価償却費、④については利用率と減価償却費を加えて算出しております。

続きまして6枚目ですが、今まで、ホールについては人件費が入っていなかったため、ホールに人件費を含めた場合で算出しております。当然ながら人件費を含めたということなので、単価のほうは上がっております。人件費を加えた条件で①、②、③、④というかたちで、数字を出しております。

続きまして8枚目、テニスコートと野球施設についてですが、①については、㎡あたりではなく、面数あたりの時間単価として記載しています。これが①については、テニスコートが191円。現行200円です。野球場については593.87円。現行600円になります。②について、利用率を加えた場合は、それ相応のアップが見込まれます。③については土地借り上げ料を加えた場合になります。野球場は土地借り上げ料がありませんので、テニスコートだけが変わってきます。④については利用率と土地借り上げ料を加え算出しております。

9枚目については、無料施設の検討のときに説明させていただきたいと思います。

1枚目に戻ります。見直しのポイント1として、個別でやるのか全体でやるのかという議論を行うため、資料3枚目以降の資料から数字を抽出しております。個別でやると、ばらつきがあることがわかります。全施設の合計からの単価を算出すると、現行の5.5円から4.58円になるので、若干落ちるようなかたちにはなります。個別にやるのか全体でやるのかは、これから議論になると思いますが、個別でやる場合は若干ばらつきが出てしまう。ホールについても同様です。

2枚目は、見直しのポイント2についてです。現状の方式に減価償却費、土地借り上げ料を含むのかどうかについての議論をするため3枚目以降の資料から抽出しています。まず、会議室等は減価償却費を含め算出し、現状5.5円から5.39円となり、ホールについては8.0円から7.8円となります。

資料右側ですが、ホールに人件費を含めた場合で算出しております。資料左側については、ホールの人件費を除くということなので、会議室、例えば、まろにえホールの人件費を面積按分で抜き、再算定した例を記載しております。

一番下については、テニスコートや野球施設についての土地借り上げ料を含めたかたちで、新しく算定をしたかたちでの数字を記載させていただいております。資料の説明については以上です。

委員長

ありがとうございました。討議に入る前に、ただいまの資料についての質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。途中でお気づきな点がありましたら、その点はどうぞ申し上げます。

また、今の事務局の説明について整理したいのですが、見直しのポイント1では、類型ごとであるが、今までどおり㎡あたりの単価を同額とするのか、あるいは、個々の施設ごとの単価とするのか、見直しのポイント2については、基礎数値のほかに減価償却や土地借り上げ料を加算する方式に改めるかどうか、ということになると思う。

私のほうから、皆様のご意見をいただく前に、私なりに意見を申したい。施設ごとに単価を設定するのがいいのか、今までどおりに同一の単価とすることが良いのかということについて、いろいろ感じたことですが、個別設定をした場合に、この資料を見る限り、私も聞いて感じるのですが、各施設によって料金の高低差が激しいことを感じ取れます。同じ東久留米にあって、これだけ違いがあるのかなと感じました。皆様のご意見を集約しながら考えてみたいと思いますので、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員

資料について確認させてください。資料3-②の4ページ目です。この下の表の④ですと、利用率と減価償却を加えた場合は、要は現状の使用料からの増減、あくまでも参考値ですが1,600万円程度増えるということによろしいでしょうか。

事務局

これは、あくまでも参考の数字とさせていただければと思います。

〇〇委員

了解しました。しかし、この程度しか増えないということでしょうか。特に現行の使用料からの増減というのは、どこか資料がありますか。

事務局

3枚目4枚目になります。使用料収入自体が、ホールと会議室で分けて集計していませんが、右側から3つ目に現状の使用料収入の欄があります。こちらはホールの使用料も含まれた収入になりますが、これを単純に会議室の個別ごとの引き上げ率を、マイナスもプラスもありますが、現状の使用料収入にかけ、その数字から現状の使用料収入を引いた数字が、現状の使用料からの増減として右はじの欄に記載してあります。そのため、これはホールの使用料が含まれた上での増減ですので、あくまで参考の数字と考えて頂きたい。

〇〇委員

了解しました。そうすると、同じ資料3-②の6ページになるのですか。そうすると、6ページのところの①、②、③と書いてありますが、②の利用率を加えた場合、8円からの引き上げ率が19%、一方、③の減価償却費を加えた場合は13.3%と、そういう読み方でもいいわけでしょうか。要は、利用率を加えた場合のほうが、引き上げ率が若干上がるということでしょうか？

事務局

利用率を含めたほうが上がります。

〇〇委員

この資料3-②の4ページに戻るのですが、いろいろ計算をしたとしても、会議室でいえば、1,600万円程度しか使用料としては増えないということでしょうか。

何が言いたいかと言いますと、この資料2-①の2ページ目で、年間管理費が5億9,700万円もかかっている。使用料収入は、この欄に行くと7,700万円になっている。そうすると、差し引き4億2,000万円ぐらい、補てんしているということになりますが、その理解でよろしいでしょうか。

事務局

補足説明させていただきます。

今回ご議論いただいている、例えば、この縦の類型ごとに見ていただくと、前回の算定が会議室等とホール、テニスコート・野球場のように3種類に類型で分けております。

なぜかと言いますと、会議室等の場合には、これはあくまでも、例えば、会議室の場合

には、「市が使っていない場合には、目的外でお貸しすることもできます」が、その際には使用料を頂きますという考え方になっております。従って、この会議室というのはそのようなかたちであるものですから、全てが使用料収入で賄えるわけではありません。あくまでも目的外での利用で、お貸しできる部分についてはその対価を頂きますという考え方です。

また、ホールというのは、例えば、まろにえホールを想像して分かりますように、500人ホールがあります。あの施設を民間に貸し出す場合には、それがあまりにも高いと、今度は、民間が使ってくれないという問題が出てまいります、要するに、近隣のホールとの、ある意味市場原理が一方で働いてしまいます。そういうことも含めて、料金設定に際し勘案しなくてははいけない。

テニスコート・野球場の場合には、市が直接土地を持っている場合もありますし、お借りしている場合もあります。それと立地もあります。市の外れのほうにあると、なかなか使いにくいとか、あるいは水道が付いている、付いていないなどあります。そこを、前回までは考慮せず、統一的に使用料単価を設定していました。

そういう中で、会議室の単価とホールの単価と、そのほかの趣味のかたちで皆さんが利用する場合に占有されるもの、これらはそれぞれに少し意味合いが違うのかなと思います。そこは、今、〇〇委員がおっしゃったように、100%それを回収すべきかどうかというのは、無理があるのではないかと思います。

〇〇委員

私も、施設使用料で全部回収をするという意味ではありません。あまりにも一般予算からの補てんが多額であったので、本当にそれでいいのかと思っただけです。

一方私も、若干使用料を上げて、収入が1,600万程度増えたとすれば、これはまた「えっ？」という感じもあります。何が「えっ？」と申しますと、その程度の増収ならば、逆に現行から、一つの考えではありますが、現行の5.5円から1割上げさせてくださいとか、そういう考え方も出てくるのではないのでしょうか。いろいろ計算しては頂いていますが、維持管理経費として、5億円かかっているのに1,600万円程度の増収ならば、そういう一つの考えも、市民に理解いただけるのではないのでしょうか。例えば、「5%、10%値上げでどうでしょうか」とか。

委員長

受益者負担の問題も含めた、大変前向きな市民感覚のご意見ありがとうございました。

副委員長

私は、会議室、ホール、スポーツセンターの利用については、私は今まで通り、同じ東久留米だったら同じ金額でいいと思います。理由としては、やはり東久留米という公共団

体で財政状態を考えればいいということ。次に、地区センターごとに計算したら違うのは当たり前で、ここは400円、他の施設は450円と管理するのでしたら、パンフレット代やインターネット代についても経費が変わるのではないかと思うということ。

それから、高い所に住んでいる地区の人と安い所に住んでいる人では不公平と思えること。単価については、単純に東久留米の会議室は㎡いくらだ、ホールはいくらだ、スポーツセンターはこうだと、この方が管理とか無駄が排除できていいのではないのでしょうかと私は思います。

委員長：ありがとうございました。

〇〇委員

個別で設定するか、全体で設定するかについてですが、ある程度は全体で設定する必要があると思います。ただ、例えば、市民プラザ、新しく、あるいは使い勝手が良くて、そういうような施設については、今は同じ値段ですから、非常に利用率が高い。そういうような施設については、特別な使用料を設定してもいいのではないかと思います。

利用率についてです。利用率については、先ほど説明があったとおりに値上がりすればするほど使わなくなるということになります。当然、市民感覚から言うと、それは良くないとなります。

私が前回お話しした利用率というのは、例えば、屋外施設であれば、雨や何かで絶対使えない時があります。絶対使えないわけですから、そういうものを利用率に入れれないのかと私は思ったわけです。

〇〇委員

私は地区センター2カ所で働かせていただいて感じたことから申します。やはり利用率というのは、この検討会ではなじまないのではないかと考えます。例えば、東久留米の中でもひばりが丘に近い所だとか、清瀬に近い所、こういう所の利用率というのは当然低く、中央町にお客が集まってきます。

かつ、もう1点言えば、新しいからいいか。これは2つありまして、当然新しくで便利な所に利用者は集まってくる。不便で古い所には来ないということ、この数字上だけで判定するというのは、少し無理があります。やはり、町の中心から外れたところは、これは政策として考えていくべき問題ではないかなというように考えます。

それから減価償却についてですが、定額法で算定していますが、やはり古い施設は厳しいのではないのでしょうか。やはり定率法を使用し、新しい所は減価償却の金額を多くしていかないと、築30年の施設も同じように減価償却が掛かっていくというのは、修理費のほうが増えてきて経費が掛かるという、おかしな面がでてくるのではないかと思います。

〇〇委員

文化協会では、まろにえホールを中心に、年間約 1,408 件使用しています。料金にする
と 500 万円程度です。ただし、団体だけで使用している分だけになります。そのほか、26
団体で 96 グループありますから、その個々の練習はまた別になります。

また、先程の約 500 万円程度は免除して頂いていますが、文化協会の事業の 8 割ぐらいは
市の委託を受けているものです。

今非常に困っていることがあります。、文化協会がやっている、市で委託を受けている部
分は優先的に場所を取れるようになっています。しかし、個人的なグループが行っている
場合は、場所取りは非常に困難な状態です。それとはまた別に、場所取りについては、
地区センターをよく使用しますが、地区センターの使用が抽選で漏れると、今度は「向こ
うが空いているから、向こうへ行ってください」となり、やはり地域によって利用者の、
人気が違う状態です。そのため、市全体が同料金というのはどうなのかなという面がある。
決め難いところです。地域に応じた値段の差を付ければ、利用率がだいたい同じようにな
るのではないかと考えると、市全体を同料金にするか、個々にするかには、本当に今考え
ているところなんです。もう少しいろいろなお話を聞きながら、判断していきたいと考え
ます。

委員長

減免については、また別の回でご討議したい。

ぜひ、結論としてご審議できれば、市全体の施設使用料を同料金の設定で行くというよ
うな決め方をさせていただいて、そして減価償却、借り上げ等の問題についても、これら
両方セットで今日決めさせていただきたい。

〇〇委員

そういうことであれば、地域によって差が出ていいと思います。施設が空いている所は、
不便なところが多いので、地域ごとの料金を設定していいのではないかと思います。あま
り細かくなくてもいいとは思いますが。

〇〇委員

不便な地域だからといって、この算定方法では安いとは限らない。

委員長

これについては、また行政側の PR も含めてどうにかしてもらおうとことだと考える。今の
〇〇委員のご意見は十分拝聴しながら、結論的にはどう決めるのかということをお願いし
たい。

先ほどの副委員長からお話もありましたように、個々の施設ごとではなく、会議室、ホ
ール、テニスコート・野球場ごとに算定し、例えば、会議室ならば市全体が同一料金とす

るという結論を出したいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

減価償却については、今回初めて内部報告書からあがっておりますので、これについてもうすこしご議論をいただいて、ご意見をいただければと思います。

副委員長

私は減価償却を入れることは当然だと思っています。また、公の公会計の欠点というのは減価償却を入れないというのが一般的に欠点と言われています。

最近では、減価償却の考え方を導入して正しい会計にしないと、正しい検査ができないという意見が多くなっています。やはり話してみると、「公の会計に減価計算は馴染まないのではないか」という人はいますが、減価償却というものは、将来の修繕費、設備維持管理費になります。全ての経費をまず入れてみて、それをそのまま市民にお願いするのではなく、そこから単価の設定という議論があってもいいと思います。

〇〇委員

私もそう思います。これは妥当と思われるものは全部入れたほうがいいと思います。あまり市民感覚からいったらおかしいよというものは外すべきだと思いますが。でも原因は分かるわけです。そういうのがフィードバックされていければいいと思います。

委員長

参考までに、減価償却や借り上げ料を含めると数字的にはどうなるのか。

事務局

当時の算出式と全く同じで算出すると、使用料単価は下がります。今回は、土地借り上げ料と減価償却に絞って検討をお願いしているわけですが、これを入れた場合においては、現行の単価とほぼ同単価となります。ただ、テニスコートについては、小山テニスコートにおいて土地借り上げがあるので、多少上がります。

委員長

減価償却などを含めた総コストにしても、それほど上がらないのですね。

事務局

減価償却などを入れないで現行どおり行くと、使用料単価が減少します。そこに何を入れるか、いろんなご議論があると思いますけど、「これはおかしいのではないか」とか、いろいろあると思いますが、この2点については、庁内報告書でもあがっていますから、こ

れについて、今回の検討委員会の中で、これをどうしていくかというところに絞っていただきたい。

ほかにも、「経費的にはこんなものがあるのではないか」など、ここではそういう議論をお願いしたい。

委員長

なぜ平成7年当時、減価償却を入れなかったのでしょうか。

副委員長

いわゆる、公会計というものは減価償却という概念がないのです。

事務局

平成7年当時はありませんでした。

委員長

減価償却については、一般企業なら当然入れるべき考えである。なぜやらなかったかというのは、わかりますか？

事務局

少なくとも、先程の〇〇委員もおっしゃったように、平成7年当時は、会計に発生主義のような考え方は、持っておりませんでした。少なくとも、フローだとかストックという言葉すら、その当時は使われておりませんでした。ですから、予算書に出てきております経費のみで算定をしてきたということで、予算書に表れないストックの部分については顧みていなかったというのが実態だと思います。

事務局

減価償却の視点の部分については、平成11年の検討のときにも、その視点というのは確かに述べられています。ただ、当時の、例えば、料金的に減価償却を入れてしまうと、料金的には高くなりすぎるとか、そういったところを勘案してきたという経緯は確かにあると思います。ですので、平成11年にはその視点は入ってきています。

委員長

見直しのポイント1については、個々の施設ごとではなく、会議室、ホール、テニスコート・野球場ごとに算定し、例えば、会議室ならば市全体が同一料金とするという結論を出したいが、どうでしょうか。

〇〇委員

付則として、新しい施設や非常に便利な施設については、使用料の割増を考慮するということも入れてほしいと思います。

委員長

素案の中に入れていきましょう。それでは、見直しのポイント1については、個々の施設ごとではなく、会議室、ホール、テニスコート・野球場ごとに算定し、例えば、会議室ならば市全体が同一料金とするという決定したい。

事務局

〇〇委員のお話しの部分については、もう一度再考しまして、素案の中で示させていただきます。

事務局

最終的に、この検討委員会での報告を受け、実際の条例改正は各部に移ってまいります。各部で、今のご意見を踏まえて検討していただくということになります。

委員長

〇〇委員、それでよろしいでしょうか。

今、減価償却や借り上げ料の話もありましたので、その点について、ご意見があればお願いします。

〇〇委員

会議室などの単価について全て同じ単価にしましょうということについては、特に異議ありません。ただ、現状の単価 5.5 円をいくらにするかについては、また今後の課題になるのでしょうか。一方、今回の新たに減価償却を加算しましょうという話もありますが、入れた場合においても、現行より若干下がる試算となっているが、そういうことになるという理解でよろしいのでしょうか。

事務局

平成 22 年度の決算で試算をしている段階においてですが、土地借り上げ料、それから減価償却を入れた場合においては現行より若干下がる単価となります。しかし、先ほどもご説明しましたが、多少単価が下がるかたちにはなりますが、実際の使用料の料金を計算してみると 50 円単位で切り上げ、切り下げという形になるので、それほど現状とは変わりないものではないかと考えています。

また、これは 22 年度決算での試算なので、実際、使用料を改定する際には、23 年度の数

字を使用し、新たに各部においても一度再算定を行います。そこで単価としてはいくらになるかの、22年度と23年度では、それほど決算の数字は変わらないと思いますが、再精査したいと考えています。

〇〇委員

減価償却についてですが、定額法と定率法があるということですが、今回は定額法で資料を作成しているのでしょうか。

事務局

今回の試算は定額法です。

〇〇委員

定率法でやった場合はどうなるのでしょうか。これは次回の資料に出して頂ければと思うのですが。

副委員長

減価償却については、定率法と定額法というものがあり、定率法というのは早期に等価の経費を回収、つまりは、最初が多いのですが、後はどんどん少なくなります、公会計の場合、一律の定額法の方が好ましいと思います。

〇〇委員

定額法について、了承しました。ただし、減価償却を加味しても現行より若干使用料が下がるけれども、今後はどうしようかというのが、この検討委員会で考えようという理解でよろしいのでしょうか。

事務局

次の検討委員会で減免について決めていただかないと期間的には間に合わないこともあります。また、議論も、その場合はどの程度使用料が徴収できるのかという面はありますが、それについては、7月の素案で挙げていきたいと思います。この報告を受け、担当部署において、平成23年度の実状を踏まえ、単価を設定していきたいと考えています。

参考ですが、将来的な使用料の検討については、これからご決定いただきたい事項として、見直しの周期があります。それに関しては、共通業務運用指針の中には「4年を周期」ということが述べられていますので、事務局としては、その方針に則したいと考えています。

つまり、条例改正後にはなりますが、今回決まった単価で料金が設定されますと次の検討というのは、まだ決定されていませんが4年後になると考えています。

〇〇委員

会議室等の㎡時間単価の資料を見ますと、男女平等センター、コミュニティホール東本町、この2施設が他の施設と比べ非常に高くなっています。

この一つ要因として、この2施設は減価償却がゼロとなっており、借り上げている施設だと考えます。借り上げ料は、民間から借りている以上は、この借り上げ料の根拠の中には、建物の減価償却さらに公租公課、固定資産税、都市計画税、これは土地と建物両方入っていると思います。

これらの2つにはそれらが入っていて、ほかの施設は当然市が持っていますので、公租公課が入っていない状況になりますが、これは、逆に言うと、歳入面で行くと、その分だけ歳入が減っているということになります。

例えば小山テニスコートは借り上げ料をお支払いしてお借りをしているので、これは課税をしており、その分歳入が入ってきます。また、テニスコートを無料でお借りしている場合は、税を減免しており、その分、歳入が減っています。つまりは、歳入面でコストがかかっているというような状況があるので、何か統一性の考え方があったほうがいいのではないかと思います。

委員長

見直しのポイント2については、基本的な考えとして、会議室およびホール部分については減価償却、ホールは人件費も含め原価の中に算入すべきとし、またテニスコートや野球場のスポーツ施設については、土地借り上げがある場合は、これを原価に算入するという事で、今回の検討委員会の結論にしたいと思います。

事務局

〇〇委員が意見を申し上げておりました、借り上げの場合、無償で借りている場合には税を減免しており、一方で、有償で借りている場合には、税を含んだかたちでお支払いしています。そこを、標準化していくということ、今の委員長の話しの中に含まれているという理解でよろしいでしょうか。

委員長

委員の方々に見ていただく機会が当然ありますので、〇〇委員の話も含めて、報告書の素案の中に入れるものと考えます。

〇〇委員

次回以降で結構ですが、近隣市における施設使用料単価の資料をお願いしたい。東久留米市の単価が安いのか高いのか。例えば、近隣の所と比較して東久留米市が安ければ、市民に対し、「ほかの市は、東久留米市より高いですよ」とか、説得材料になる気もします。

事務局

次回以降、用意致します。

委員長

それでは、受益者負担の考え方について、事務局から説明をお願いします。

事務局

受益者負担の考え方について、説明させていただきます。この考え方については、共通業務運用指針で述べられているものであります。また、共通業務運用指針については、市の共通的な業務のルールになりますが、運用指針自体が平成 18 年に策定されておりますので、現在の使用料を決めた平成 7 年当時はこの考え方はありませんでした。そのため、今回の検討委員会で検討しなければならないということで、議題に載せさせていただいています。

受益者負担の考え方については、縦軸を“私益性が高いもの”、“公益性が高いもの”として分け、また横軸を“市民生活上必需的なもの”と“市民生活上選択的なもの”とで分けると、4つの区分に分かれます。

1つ目の区分として、公益性が高く、市民生活上必需的なものについては全て税負担とし、つまりは、行政が市税で全て賄うというものになりますが、運用指針での例示として、義務教育、公園、道路が挙がっています。

2つ目の区分として、私益性が高く、市民生活上必需的なものについては、各種証明、ごみ収集、し尿収集が例示され、一部受益者負担となります。

3つ目の区分として、公益性が高く、市民生活上選択的なものについては、保育園、学童保育、児童館が例示され、一部受益者負担となります。

4つ目の区分として、私益性が高く、市民生活上選択的なものについては、自転車駐車場、趣味講座が例示され、全て受益者負担となります。

事務局として、施設を借りるということは、私益性が高く、市民生活上選択的なものと考え、「全ての受益者負担」と認識をしております。

事務局としてはこのように考えていますが、何かご意見があればいただきたいと思いません。

〇〇委員

考え方としては、非常に良いと思います。しかし、これを市民にどうやって理解させるかということは非常に難しいと思いますが、事務局として、何か考えがあれば教えてほしい。

〇〇委員

今の考え方で、私も良いと思います。受益者負担が、やはり市の財政状況により、それが変わってくるということは、時代の動きと共にあると思います。国の場合も、ある国では豊かで全てが無料であるという国もあるし、またその反対に非常に財政的に困難な国は、いろいろ負担が掛かってくるという現実があります。

わが国もそういう点で受益者負担等についていろいろ考えてみますと、負担がだんだん広がって大きくなるという現実があります。そういう点で市でも同じ考え方だと思います。ある市では、財政が豊かである、そうすると、受益者負担の割合が少なくて済む。その反対の所は多い。これも、やはりある程度仕方のないことではないか。それは、そこに住んでいる者たちが、やはり甘受しなければいけないと思います。そういった発想で、やはり私たちがいろいろ検討するってということが大事かなと感じます。

委員長

大変貴重なご意見ありがとうございます。

事務局

受益者負担の考え方の公表についてご指摘いただきましたが、どう市民の方にお示ししていくかというところは、なかなか難しい面もありますので、事務局の方で検討させていただきます。

〇〇委員

すぐというわけではありませんが、いろいろかたちがあると思いますので、よろしくをお願いします。

事務局

現在の使用料については、共通業務運用指針がありませんでしたので、受益者負担というものの観点がないかたちで来ています。今後、素案をご提示するにあたっては、この観点を入れたかたちの素案にしていきたいと思っています。

委員長

検討委員会の結論として、公共施設の利用については、選択的でなおかつ私益性が強いものと解されるため、全て受益者負担とすることが妥当であると致します。

それでは、次の議題、「無料施設の取り扱い」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

無料施設について説明致します。

この検討委員会で当初からご指摘いただいていた無料施設について資料を作成致しました。現在、市の無料で貸し出しをしている施設として運動広場が3箇所（東部、西部、南部）、ゲートボール場5箇所、白山調整池内にある施設であります。野球場とサッカー場、また、野外訓練施設、こちらについては滝山野球場の横にある施設ではあります。今、挙げた施設について、現在、使用料を徴収していません。

次に、図書館について、資料で挙げさせていただいていますが、第一回の検討委員会で説明させていただきましたが、今、教育委員会で検討を行っているところでございます。事務局としては、図書館については、別の場で検討している最中ですので、この検討の中からは外させていただきたいと考えております。

ここに挙げさせていただいた施設について、使用料を徴収する方向とするのか、それとも無料そのままで行くのかといったところを次回お決めいただきたいと思います。

個々の説明及び最終的な結論については、次回とさせていただきます。

基本的には、もし料金を徴収するという話になれば、今回、お決めいただいた基準に当てはめて決めていくものと考えています。

事務局

補足説明になりますが、図書館の集会室や会議室、そこについては目的外の貸し出しの場合には、先ほどの会議室のものが準用されます。ただ、それが図書館本来の活動の利用については無料にはなりますが、図書館活動と違う利用の場合には、原則は、使用料を頂くというかたちが正規のかたちだろうと思います。

〇〇委員

図書館については、今までは本を置いておいて、借り、自宅でお読みなるという貸し出し型の図書館でした。しかし、今後、それを滞在型の図書館にしていくかたちを考えています。例えば、そこで雑誌とか本とかを読んで、それでお帰りになるというかたちです。そういうかたちができるように、そのスペースとして、今後集会室やホールを使っていこうと考えていますので、ここで検討しているような集会室、ホールの使い方ではなく、図書館本来の使い方に変えていこうと検討していますので、今回の検討から外していただきたいと思います。

事務局

無料で貸し出ししている施設の大半は、〇〇委員が担当部長でございますので、次回るときに、なぜ無料にしているのかという考え方を説明していただき、それを参考にご検討いただければと思います。

委員長

図書館については了承しました。それでは、次回の日程について、事務局からお願いします。

事務局

次回開催日程を決めたいと思います。事務局としては5月18日の金曜日、午前9時からを提案します。

委員長

5月18日でお願いしたい。

事務局

それでは5月18日金曜日午前9時から開始でお願いします。

委員長

それでは、これで第四回検討委員会を終了します。